

国官会第12262号
国官技第192号
国営管第213号
国営計第74号
国港総第358号
国港技第64号
国空予管第606号
国空空技第203号
国空交企第173号
国北予第7号
令和7年9月1日

別記のとおり

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置
について」の一部改正について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、
「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」
(令和3年12月17日付財計第4803号)に基づき、「総合評価落札方式における賃
上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日付国官会第164
09号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第6
5号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号)。(以
下「課長通知」という。)により実施してきたところである。
今般、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に
ついて」(令和3年12月17日付財計第4803号)第6(1)における「別途通知する

税制措置の賃上げに係る適用要件」について」（令和 7 年 6 月 18 日付財務省主計局法規課長事務連絡）が発出され、「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 24 日付国官会第 16409 号他）第 6（1）における「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」について」（令和 7 年 6 月 25 日付事務連絡）により、課長通知の第 6（1）における「対応する年度等の別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」が定められたことから、課長通知を下記のとおり改正することとしたので、留意して取り扱われたい。

記

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和 3 年 12 月 24 日付け国官会第 16409 号、国官技第 243 号、国営管第 528 号、国営計第 150 号、国港総第 526 号、国港技第 65 号、国空予管第 677 号、国空空技第 381 号、国空交企第 210 号、国北予第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(本文) 2 評価項目 以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。 (1) 契約を行う予定の<u>年度</u>の 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙 2 に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙 2 に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額」とする。 中小企業等とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者のことをいう	(本文) 2 評価項目 以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。 (1) 契約を行う予定の<u>年</u>の 4 月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙 2 に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額（※）」を別紙 2 に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額」とする。 中小企業等とは、法人税法第 66 条第 2 項又は第 3 項に該当する者のことをいう

。ただし、同条第5項に該当するものは除く。

4 賃上げ実績の確認

※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」等を、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等を原則としてそれぞれ賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出させるものとする。

7 入札説明書等への記載について

上記2～6について、契約担当官等は入札説明書等に記載することにより、実施のために必要な措置を行うこととし、その記載例は別紙7に示すとおりである。

(別紙2)

1. (略)

2. 国庫債務負担行為による複数年契約（実質的に同一性が確認される契約）の次回調達における加点における配点例

(1) 物品、役務、工事

当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に1を乗じた割合（％）を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定する。

(2) 建設コンサルタント業務等

当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に1を乗じた割合（％

。ただし、同条第6項に該当するものは除く。

4 賃上げ実績の確認

※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに提出させるものとする。

7 入札説明書等への記載について

上記2～5について、契約担当官等は入札説明書等に記載することにより、実施のために必要な措置を行うこととし、その記載例は別紙7に示すとおりである。

(別紙2)

1. (略)

2. 賃上げが未実行な者に対する減点

1. の加点割合よりも大きな割合（1点大きな配点）で減点する。

）を技術点に乘じ、それ以上の整数
となるように設定する。

3. 減点措置

1. の評価基準を満たしていない場合、
加算割合（加算点・技術点の5%以上の
整数）よりも大きな割合（1点大きな配
点）で減点を行う。

2. で最終事業年度及びその前事業年
度等の賃金支払の実績を確認し、本制度
の趣旨を意図的に逸脱していると判断さ
れた場合、加算割合（当初の調達の2年
度目から最終事業年度等の前々事業年度
等までの期間において、賃上げを実施し
た各事業年度等の数に1を乗じた割合（
%）を加算点・技術点に乘じ、それ以上
の整数）よりも大きな割合（1点大きな
配点）で減点を行うことを検討する。

（別紙7の3）

（別紙7の4）

3. 国庫債務負担行為による複数年契約（ 実質的に同一性が確認される契約）の次 回調達における加算における配点例

（1）物品、役務、工事

加算点に対して本文6（1）※2
に記載の割合以上の整数

（2）建設コンサルタント業務等

技術点に対して本文6（1）※2
に記載の割合以上の整数

（新設）

（新設）

(別紙7の3)

《入札説明書等記載例》－物品・役務（国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点）

『評価基準』に以下の内容を記載する。（当初の調達が4箇年国債又は繰越により実質的に4箇年国債と同じになった場合における記載例）

（番号）国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げを実施した企業等	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【大企業】 ^{※1, 2, 3}	○点 ^(※)
	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【中小企業等】 ^{※1, 2, 3}	

※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならなかった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」（以下「整理表」という。）を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」（以下「説明書」という。）又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（以下「合計表」という。）等を添付すること。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和○年 ○○○○業務」

同契約期間：「令和○年○月○日～令和○年○月○日」

また、中小企業等については、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

※3 令和○事業年度とは、令和○年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年

度とその前年度の説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする（※ 4 及び 5）。

更に、入札時に当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

※ 4 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は説明書の「合計額」と、暦年単位の場合は合計表の「支払金額」とする。

※ 5 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の 3 か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約と当初の調達の契約の相手方が同一であり、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

（※）○年：本文 6（1）の「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡内の対応する年度等を記載すること。また、当初の調達が 5 箇年国債の場合については、「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡を基に、対応する事業年度等を適切に記載すること。

○点：当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に 1 を乗じた割合（％）を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定すること。

(別紙7の4)

《入札説明書等記載例》－工事、建設コンサルタント業務等（国庫債務負担行為による複数年契約の調達における加点）

対象工事等については、国庫債務負担行為による複数年契約の調達における賃上げを実施した企業を評価する工事等である旨を入札公告及び入札説明書に明記する。

以下に工事の場合（当初の調達が4箇年国債又は繰越により実質的に4箇年国債と同じになった場合）の記載例を示す。建設コンサルタント業務等の場合は「工事」を「業務」と、「加算点」を「技術点」とするなど契約種別に応じ、見直して用いる。

【入札公告】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げを実施した企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

【入札説明書】

『(番号) 工事概要』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げを実施した企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

『(番号) 総合評価に関する事項』に以下の内容を記載する。（入札の評価に関する基準及び得点配分の加算点に、以下の項目、評価基準、配点割合及び留意事項を加える。）

(番号) 国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価

評価項目	評価基準	配点
賃上げを実施した企業等	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【大企業】 ^{※1,2}	○点 ^(※)
	当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対応する年度等（令和○事業年度若しくは令和○年又は令和○年 ^(※) ）の対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと。【中小企業等】 ^{※1,2}	

※1 本評価項目の加点は、当初の調達（先行契約）において落札した者だけではなく、本調達で新規に入札へ参加する者及び当初の調達で落札者とならな

かった者に対しても行う。本評価項目で加点を希望する入札参加者は、別紙6の「国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表」(以下「整理表」という。)を提出し、対応する年度等及びその前年度等の、別紙3の「法人事業概況説明書」(以下「説明書」という。)又は別紙4の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」という。)等を添付すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による提出が必要である。

整理表に記載する先行契約名及び同契約期間は以下の通りである。

先行契約名：「令和○年 ○○○○工事」

同契約期間：「令和○年○月○日～令和○年○月○日」

また、中小企業等については、整理表と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

※2 令和○事業年度とは、令和○年度に属する日から始まる事業年度を指す。

具体的には、事業年度単位での賃上げをした場合においては、賃上げをした年度とその前年度の説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。)を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。

また、暦年単位での賃上げをした場合においては、合計表の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することとする(※3及び4)。

更に、入札時に当初の調達の2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げが実施され、かつ、賃金の引下げが行われていないか、上記内容に倣い、契約担当官等が確認を行う。

※3 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は説明書の「合計額」と、暦年単位の場合は合計表の「支払金額」とする。

※4 上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。

本項目で加点を受けた落札者に対しては、最終事業年度等及びその前事業年度等の賃金支払の実績を確認するとともに、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為等がないか確認を行うため、最終事業年度等及びその前事業年度等の説明書又は合計表等を原則として、当初の調達の契約期間終了月の3か月以内に契約担当官等に提出することとする。なお、当該契約と当初の調達の契約の相手方が同一であり、当該契約にて賃上げ表明加点措置を受ける場合は、その賃上げ表明実績確認と同じ時期に提出することとする。

上記の確認を行った結果、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間、政府調達の総合評価落札方式による入札に参加する場合、本取組により加点された割合よりも大きな割合（1 点大きな配点）の減点を行うか検討することとする。

なお、共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合、その後の減点措置は当該共同企業体、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された構成員である企業及び本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された企業を構成員に含む共同企業体に対して行う。

(※) ○年：本文 6（1）の「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡内の対応する年度等を記載すること。また、当初の調達が 5 箇年国債の場合については、「別途通知する税制措置の賃上げに係る適用要件」に係る事務連絡を基に、対応する事業年度等を適切に記載すること。

○点：当初の調達の 2 年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、賃上げを実施した各事業年度等の数に 1 を乗じた割合（％）を加算点に乘じ、それ以上の整数となるように設定すること。

別記

大臣官房会計課長 殿	中国地方整備局副局長 殿
大臣官房官庁営繕部長 殿	四国地方整備局長 殿
物流・自動車局長 殿	四国地方整備局次長 殿
港湾局長 殿	九州地方整備局長 殿
航空局長 殿	九州地方整備局副局長 殿
北海道局長 殿	北海道開発局長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿	北海道運輸局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿	東北運輸局長 殿
国土交通大学校長 殿	関東運輸局長 殿
国土地理院長 殿	北陸信越運輸局長 殿
海難審判所長 殿	中部運輸局長 殿
東北地方整備局長 殿	近畿運輸局長 殿
東北地方整備局副局長 殿	中国運輸局長 殿
関東地方整備局長 殿	四国運輸局長 殿
関東地方整備局副局長 殿	九州運輸局長 殿
北陸地方整備局長 殿	神戸運輸監理部長 殿
北陸地方整備局副局長 殿	東京航空局長 殿
中部地方整備局長 殿	大阪航空局長 殿
中部地方整備局副局長 殿	観光庁次長 殿
近畿地方整備局長 殿	気象庁長官 殿
近畿地方整備局副局長 殿	運輸安全委員会事務局長 殿
中国地方整備局長 殿	海上保安庁長官 殿